NHK for School

第41回
NHK杯全国中学校放送コンテスト

参 加 規 定

2024年3月

全国放送教育研究会連盟

NHK

一般財団法人 NHK財団

目　次

第41回NHK杯全国中学校放送コンテスト参加規定 ……1
各部門の課題と参加上の注意 ……3
様式の諸規定 ……5
NHK杯全国中学校放送コンテスト全国大会チェックリスト ……18
2024年版 著作権について ……20
音源使用許諾申請書 ……27
ご協力のお願い（※ひな型） ……28
千代田放送会館案内図 ……29

［別刷り資料］

●NHK杯全国中学校放送コンテスト エントリーチェックリスト

5月末頃、各研究会の第41回コンテスト担当者へ送付します。各研究会から全国大会へ推薦するためのエントリー手続きをする際、ご活用ください。

参加にあたって

全国大会に参加するには各都道府県地区の研究会等による推薦が必要です。
まずは都道府県地区大会にご参加ください。

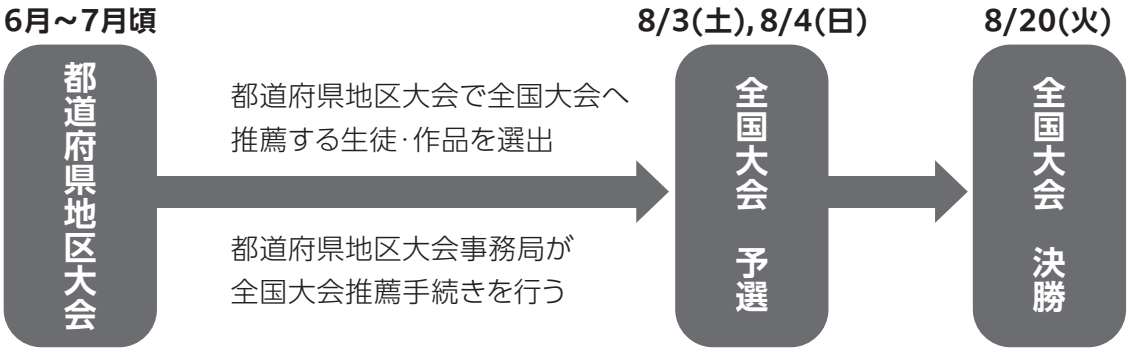

NHK for School
いま、学校のためにNHKができること
www.nhk.or.jp/school/

国語や算数、理科、社会など学びに役立つ教育番組や動画クリップが
およそ10,000本ある動画教材配信サービスです。

第41回 NHK杯全国中学校放送コンテスト参加規定

1 目　的

情報化社会に生きる中学生の、豊かな人間性の育成をめざし、中学校の特色ある教育活動の中枢となる校内放送活動および放送教育の充実・発展をはかる。

2 ねらい

（1）美しく豊かな日本語を大切にする心情を育て、あわせて話す力、表現する力を高める。
（2）番組制作を通して、今後の校内放送活動の充実・発展をはかる。
（3）中学校生活の中に、うるおいを育み、教師と生徒の心のふれあいの場をつくる。

3 主　催

全国放送教育研究会連盟、NHK、一般財団法人NHK財団

4 後　援

文部科学省

5 日　程

予選　2024年8月3日（土）・4日（日）　［CD・DVD審査］── 非公開
決勝　2024年8月20日（火）　［CD・DVD審査］── 決勝出場校を対象に公開予定
※決勝の審査会場──**千代田放送会館（東京都千代田区紀尾井町1-1）**
※決勝のもようは会場で公開するほか、参加校を対象としたオンライン配信を行う予定です。

※荒天などの影響により開催を延期または中止する場合があります。また、観覧方法も変更となる場合があります。最新の情報はNコンWEB または放送教育ネットワークのHP で確認してください。
www.nhk.or.jp/event/n-con/　　hosokyoiku.jp/ncon_jh/

6 コンテストの各部門

1. アナウンス　　2. 朗　読　　3. ラジオ番組　　4. テレビ番組

7 表　彰

（1）各部門の1位を最優秀、2～4位を優秀と認め、主催者賞（賞状とカップ、または賞状と楯）を贈る。
各部門の最優秀には、あわせて文部科学大臣賞（賞状）とNHK会長賞（賞状）を贈る。
（2）アナウンス・朗読部門の5～10位に優良賞（賞状）を贈る。
（3）ラジオ番組・テレビ番組部門の5～12位に優良賞（賞状）を贈る。
（4）アナウンス・朗読部門の11～30位を入選とし、賞状を贈る。
（5）アナウンス・朗読部門の参加者、ラジオ番組・テレビ番組部門の参加校には参加賞を贈る。
参加校には、コンテストのまとめと優秀作品集CDを送付する。

8 参加資格、エントリー

（1）2024年8月現在、以下の学校および各種学校に在学中の生徒であり、またその作品であること。
① 中学校、中等教育学校の前期課程および義務教育学校の後期課程
② 特別支援学校の各中学部
③ 各種学校（修業年限が中学校と一致していること）

（2）各部門への参加は、**全国放送教育研究会連盟（全放連）の所属、または全放連にコンテストの参加を許可された単位研究会（以下「研究会」と略称する）の推薦による。**

※推薦を受けるには、各研究会が実施する都道府県地区大会に参加し、優秀な成績を収めること。都道府県地区大会の情報は、各研究会のコンテスト事務担当者に確認すること。なお、参加の際は、学校単位で申し込むこと（個人の申込は不可）。

（3）ラジオ番組・テレビ番組部門は、参加資格に該当する学校の生徒の創作、制作に限る。**また、ほかのコンクールなどに参加した作品およびそれを改変・改編した作品の参加は認めない。**

（4）エントリー枠は、各研究会から、**アナウンス6名・朗読6名・ラジオ番組3本・テレビ番組3本**とする。

（5）アナウンス・朗読部門は、同一人が両部門にエントリーすることはできない。

（6）ラジオ番組・テレビ番組部門は、同じ学校から部門ごとに各1本までエントリーすることができる。

（7）エントリー枠は研究会での最大推薦数であって、研究会の判断により推薦数を減らしてもよい。

（8）**コンテスト参加作品の著作権は、制作者（応募した学校）に帰属する。**

※当コンテストに応募した段階で主催者が行う放送、イベントでの上映、ホームページ・印刷物への掲載等について、応募作品の利用（業務上の必要により編集、切除その他の改変を行うことも可）を許諾したものとする。

※主催者が行う利用以外で発生したトラブルについては、主催者は一切責任を負わない。

※決勝に進出した作品の制作者は、決勝終了後まで応募作品を他に利用することはできない。

※応募作品を他で利用する場合には、他で使用する際の著作権許諾等を得る必要がある。
作品の利用については、十分な注意と配慮、責任をもっておこなうこと。

9 個人情報の取り扱いについて

1. 利用目的

コンテストで収集した個人情報については下記の目的に使用する。

①参加校との連絡などコンテストの実施・運営
②主催者が行う放送（国内・海外）
③主催者が行うWeb等での映像配信サービス
④主催者が行うイベントでの上映・Webサイト・印刷物への掲載
⑤決勝大会入賞者名・入賞校名については主催者が管理するWebサイト上に無期限で掲載

2. 共同利用について

コンテストで収集した個人情報については主催者である全国放送教育研究会連盟、NHK、（一財）NHK財団で共同利用する。

（1）共同して利用される個人データの項目

・生徒の氏名、学校名、学年、写真（アナウンス・朗読・ラジオ番組部門の決勝進出者・テレビ番組部門の最優秀賞受賞者）
・顧問の氏名、学校名、電話番号、FAX番号、メールアドレス
・各都道府県地区研究会の代表者および研究会が委嘱する担当者の氏名、学校名、電話番号、FAX番号、メールアドレス

（2）共同して利用する者の範囲

全国放送教育研究会連盟、NHK、（一財）NHK財団

（3）管理責任者

全国放送教育研究会連盟、NHK、（一財）NHK財団

10 参加申し込み

1. 申込締切　2024年7月26日(金)必着

各研究会のコンテスト事務担当者は、次のものをまとめて全国コンテスト事務局に送付する。

①エントリーデータ	③原稿・台本(各2部)
②エントリーデータの内容を印刷したもの(各2部)	④作品を録音・録画したCD・DVD

2. 参加費

各研究会のコンテスト事務担当者は、参加費を取りまとめ、2024年7月26日(金)までに指定口座に振り込むこと。

●アナウンス・朗読部門:**1名につき 2,000円**　●ラジオ番組・テレビ番組部門:**1作品につき 3,000円**

3. 申込先

NHK杯全国中学校放送コンテスト事務局

〒158−8711　東京都世田谷区用賀4-10-1　NHK財団　展開・広報事業部　内

TEL:03-5797-6707　　FAX:03-5797-6708　　E-Mail:jh-ncon@nhk-fdn.or.jp

11 各部門の課題と参加上の注意

1. アナウンス部門

〈課題〉中学校生活の中から素材を求めた内容とする。

ア. 原稿は生徒の自作とし、校内ニュースやニュース解説など、自校の校内放送用のもの。
(複数の生徒が同一原稿を読むことは認めない。)

イ. 楽曲の一部分を歌唱する場合など、著作権の処理が必要な場合は原稿制作者の責任において使用許可を得たうえで、使用許可を得ていることを証明するものを添付すること。

ウ. アナウンス本文は、**20字×20行以内**におさめる。

エ. 録音は、アナウンス本文の前に、**都道府県名、名前**を述べる。**(録音時の編集不可)**

オ. 原稿は、A4判様式1−1、様式1−2を使って書き、**2部(コピー可)**提出する。

カ. 提出CDは、アナウンス1名につき1枚とする。

キ. 提出CDは、CD−R(CD−DA形式[音楽CDと同じ形式]で録音)。
※音声ファイル(WAV、MP3、WMA、AAC等)での提出は受け付けできません。
※提出前に複数の一般の機材(CDプレーヤー)で再生できることを確認すること。

ク. CDのラベルは様式2に従って記入し、貼付する。

※決勝に進出した場合は、7ページのとおり、写真を提出すること。(写真は以下用途で使用)

①決勝では作品が流れている間、スクリーンに写真を投影する。

②決勝のもようは参加校のみを対象としたオンライン配信を行う予定で、その配信内でも写真を投影する。

2. 朗読部門

〈課題〉次の指定作品のうち、1編をえらび、自分の表現したい部分を決め朗読する。作品のアレンジ・途中の省略は認めない。翻訳作品は、必ず指定された訳者による本を使用すること。

●指定作品

①『羅生門・鼻・芋粥』より「鼻」	芥川龍之介著	(角川文庫)
②『窓ぎわのトットちゃん 新組版』	黒柳徹子著	(講談社文庫)
③『生きるぼくら』	原田マハ著	(徳間文庫)
④『線は、僕を描く』	砥上裕將著	(講談社文庫)
⑤『ぶらんこ乗り』	いしいしんじ著	(新潮文庫)
⑥『アルプスの少女ハイジ』	ヨハンナ・シュピリ著／松永美穂訳	(角川文庫)

〈注 意〉※(　)内の出版社に限る。
※①は2007年改版のものに限る。
※②を選択する場合は『窓ぎわのトットちゃん』を作品名として読むこと。

ア. 朗読のはじめに、**都道府県名、名前、作者名(訳者名は読まない)、作品名**を述べ、それを含めて**2分以内**で朗読する。**(録音時の編集不可)**
イ. 原稿は、A4判様式1－1、様式1－2を使って書き、**2部(コピー可)**提出する。
ウ. 提出CDは、朗読1名につき1枚とする。
エ. 提出CDは、CD－R(CD－DA形式[音楽CDと同じ形式]で録音)。
※音声ファイル(WAV、MP3、WMA、AAC等)での提出は受け付けできません。
※提出前に複数の一般の機材(CDプレーヤー)で再生できることを確認すること。
オ. CDのラベルは様式2に従って記入し、貼付する。

※決勝に進出した場合は、7ページのとおり、写真を提出すること。(写真は以下用途で使用)
①決勝では作品が流れている間、スクリーンに写真を投影する。
②決勝のもようは参加校のみを対象としたオンライン配信を行う予定で、その配信内でも写真を投影する。

3. ラジオ番組部門

〈課題〉中学校生活から生まれたもので、テーマは自由とする。

ア. **作品の最後に「制作は〇〇中学校放送部(放送委員会等)でした」というクレジットコール(BGMはつけないこと)を入れ、それを含めて5分以上7分以内にまとめる。**
イ. 台本を、A4判様式1－3、様式1－4に従って書き、**2部(コピー可)**提出する。
ウ. 学校外の施設やイベント会場で収録を行う場合は施設管理者･主催者の許諾が証明できる書類を添付すること。(指定の書式等が無い場合は28ページの「ご協力のお願い」を使用する)
エ. 提出CDは、CD－R(CD－DA形式[音楽CDと同じ形式]で録音)。
※音声ファイル(WAV、MP3、WMA、AAC等)での提出は受け付けできません。
※提出前に複数の一般の機材(CDプレーヤー)で再生できることを確認すること。
オ. CDのラベルは様式3に従って記入し、貼付する。

※決勝に進出した場合は、7ページのとおり、写真を提出すること。(写真は以下用途で使用)
①決勝では作品が流れている間、スクリーンに写真を投影する。
②決勝のもようは参加校のみを対象としたオンライン配信を行う予定で、その配信内でも写真を投影する。

4. テレビ番組部門

〈課題〉中学校生活から生まれたもので、テーマは自由とする。

ア. 番組の前後に5秒ずつ(規定時間外の扱い)のテストパターンを録画する。様式5による。
※テストパターンを改変したり、BGMをつけたりしないこと。
イ. 台本を、A4判様式1－3、様式1－5に従って書き、**2部(コピー可)**提出する。
ウ. **5分以上8分以内**でまとめる。(テストパターンの間を計測する)
エ. テレビ放送の再録等を加えたものは認めない。
オ. 撮影にあたっては映像に映りこむ著作物にも注意を払い、制作者の責任で必要な許諾を得ること。また、映像に映り込んだ人に対しては、制作者の責任でコンテストや番組の趣旨を説明し、承諾を得ること。
カ. 学校外の施設やイベント会場で収録を行う場合は施設管理者･主催者の許諾が証明できる書類を添付すること。(指定の書式等が無い場合は28ページの「ご協力のお願い」を使用する)
キ. 提出DVDは、
①DVD－VIDEO 形式(NTSC 規格、アスペクト比4：3か16：9のいずれか)で録画されたDVD－R。
②メニューは付けないこと。
※動画ファイル(AVI、WMW、FLV、MPEG4、MKV等)での提出は受け付けできません。
※提出前に複数の一般の機材(DVDプレーヤー)で再生できることを確認すること。
※作品以外のデータをいれないこと。
ク. DVDのラベルは様式4に従って記入し、貼付する。

注意事項（全部門共通）

取材にあたっては、取材相手に依頼の趣旨を説明し、了解を得ること。
※規定違反が結果発表後に発覚した場合も、賞を取り消し失格とすることがある。

次の場合、失格となりますのでご注意ください。

- アナウンス部門はエ.（3ページ参照）朗読部門はア.（4ページ参照）が不備なもの。
- ラジオ番組部門は、作品の最後に入れるクレジットコールが不備なもの。
- テレビ番組部門は、番組の前後に録画するテストパターンが不備なもの。
- 権利処理に不備があるもの。
- 公序良俗に反するもの、誰かを誹謗中傷するもの、残虐なもの、反社会的なもの。

12 審査の視点

1. アナウンス部門

ア. 原 稿

（ア）素材の選び方　（イ）文章表現　（ウ）内 容

イ. アナウンスメント

（ア）内容の把握　（イ）表現のしかた　（ウ）テンポ　（エ）ポーズ
（オ）マイクの使い方　（カ）発 音　（キ）発 声　（ク）アクセント　（ケ）イントネーション

2. 朗読部門

ア. 原 稿

（ア）作品の選定　（イ）朗読部分の抽出の仕方

イ. アナウンスメント

（ア）内容の把握　（イ）表現のしかた　（ウ）テンポ　（エ）ポーズ
（オ）マイクの使い方　（カ）発 音　（キ）発 声　（ク）アクセント　（ケ）イントネーション

3. ラジオ番組・テレビ番組部門

ア. テーマ

各校の制作意図をもとに、学校の実態や地域性等を考えた適切な素材を選んでいるか。

イ. 取材・構成・演出・編集

設定したテーマのもと、効果的で適切な番組制作の手順をふまえているか。

ウ. 制作技術

録音、撮影、ナレーション、音響効果などが作品の質を高めているか。

13 様式の諸規定

1. アナウンス・朗読部門は原稿を2部（コピー可）提出する

8ページ、9ページの原稿用紙（様式1－1、様式1－2）を使用し、右開きにとじ、仕上がりを**A5判**で提出する。

※各研究会のコンテスト事務担当者はエントリーNo.**（アナウンス部門は赤色、朗読部門は青色）**を必ず記入すること。

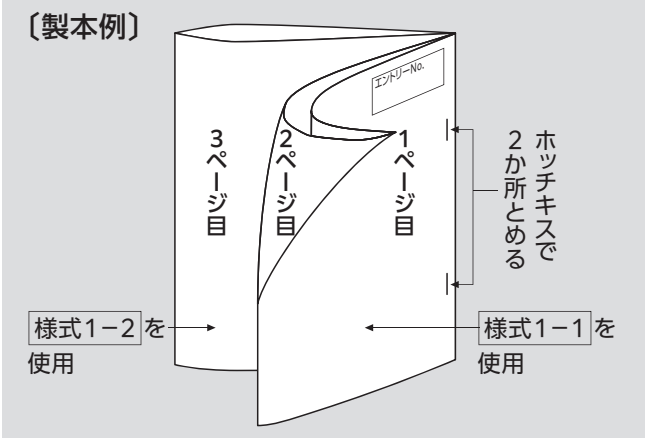

2. 様式2（アナウンス・朗読部門ラベル）

13ページのラベル（様式2）をケースに貼り付けること。また、13ページの指示に従い、CD本体へも記入すること。

※各研究会のコンテスト事務担当者はエントリーNo.（**アナウンス部門は赤色、朗読部門は青色**）を必ず記入すること。

3. ラジオ番組・テレビ番組部門は台本を2部（コピー可）提出する

公正かつ厳正に審査を行うため、作品内の権利処理の確認（各シーンで使われているBGMや写真、図画など）がスムーズにできるよう、台本を提出すること。

10ページの原稿用紙（様式1−3）を使用し、左開きにとじ、仕上がりを**A5判で提出**する。

1ページ目を表紙、2ページ目に制作意図を記入する。ただし、制作意図は200字以内で、制作目的、ねらいとするところを中心に書くこと。

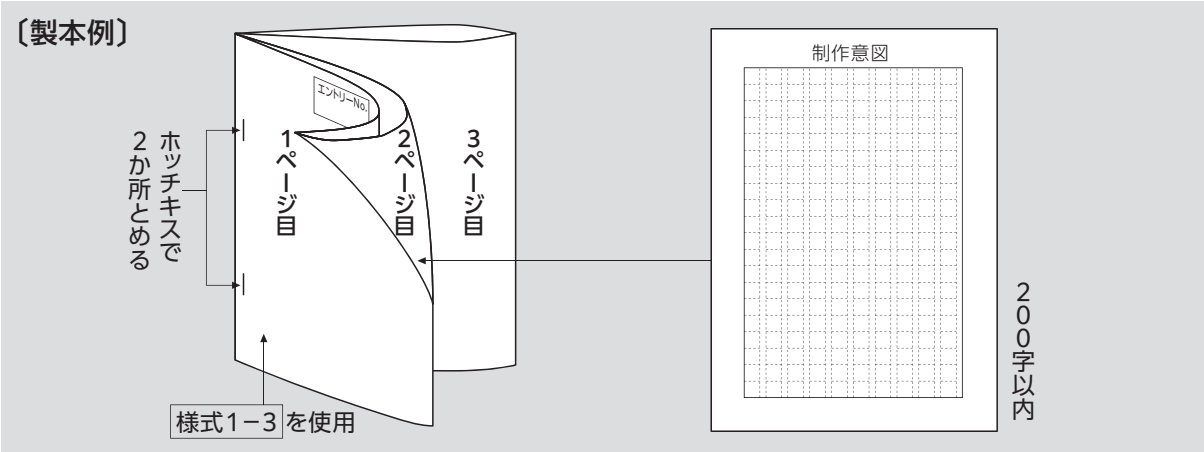

3ページ目以降は、様式1-4,1-5に沿って記入し、A5判横書きで提出すること。

様式1-4,1-5は、項目・順番が様式のとおりであれば、PC等で自作し枠の幅を調整してもよい。

いずれの場合も、以下の例に準じて、A5判横書きで作成し、著作権にかかわる音声・映像等は、その使用部分・範囲を明確にすること。

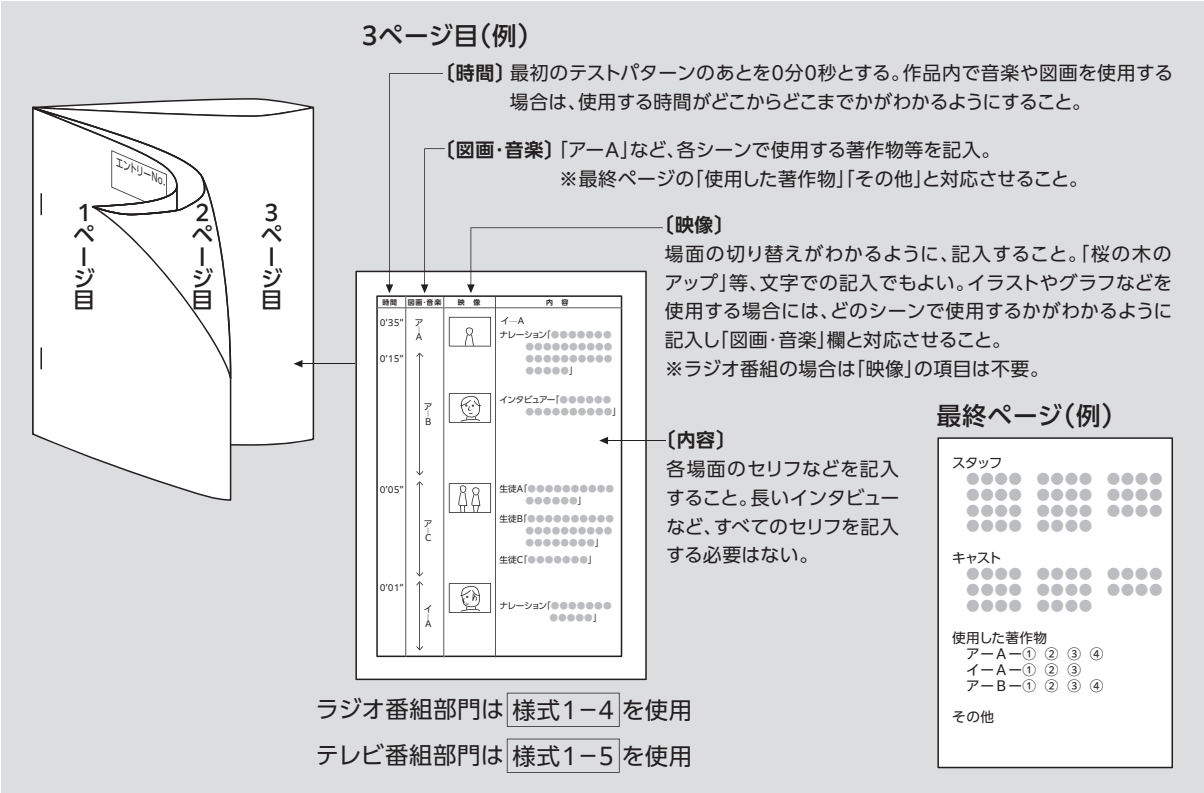

最終ページには、スタッフ・キャストおよび使用した著作物（16ページ参照）を記入する。

※各研究会のコンテスト事務担当者はエントリーNo.（**ラジオ番組部門は黒色、テレビ番組部門は赤色**）を必ず記入すること。

4. 様式3（ラジオ番組部門ラベル）

14ページのラベル（様式3）をケースに貼り付けること。
また、14ページの指示に従い、CD本体へも記入すること。

※各研究会のコンテスト事務担当者はエントリーNo.を**黒色**で必ず記入すること。

5. 様式4（テレビ番組部門ラベル）

15ページのラベル（様式4）をケースに貼り付けること。
また、15ページの指示に従い、DVD本体へも記入すること。

※各研究会のコンテスト事務担当者はエントリーNo.を**赤色**で必ず記入すること。

6. 様式5（テレビ番組部門テストパターン）

15ページのテストパターン（様式5）を使用し、作品の前後に使用すること。

〈写真の提出について〉

アナウンス・朗読・ラジオ番組部門で決勝への進出が決まったら、下記のとおり写真を提出すること。写真は、各参加校の顧問、あるいは保護者が提出すること。

（1）提出物　**写真1枚のデータ**
データのサイズ…1600×1200ピクセル、500KB以上のもの
※アナウンス、朗読部門は生徒が原稿を読んでいる様子を写したもの。
（正面、後姿、横向き等、条件はない。）
※ラジオ番組部門は制作したスタッフの写真
（校舎等を背景にしたもの。作品の内容を連想させるものは写さない。）

（2）提出先　jh-ncon@nhk-fdn.or.jp
件名は「部門名_名前_作品名_学校名」とする。
※データ受領の返信(自動ではないので少し時間を要します)がない場合は未着の可能性があるので、電話にてお問い合わせください。
NHK杯全国中学校放送コンテスト事務局（TEL：03-5797-6707）

（3）使用用途　写真は以下の用途に使用します。
①決勝会場で作品の再生中にスクリーンに投影。
②決勝のもようは参加校のみを対象としたオンライン配信を行う予定で、その配信内で写真を投影。

（4）提出締切　**2024年8月16日(金)15時　必着**

決勝進出発表〈8月5日（月）〉からあまり日にちがありません。
写真はあらかじめ準備しておいてください。

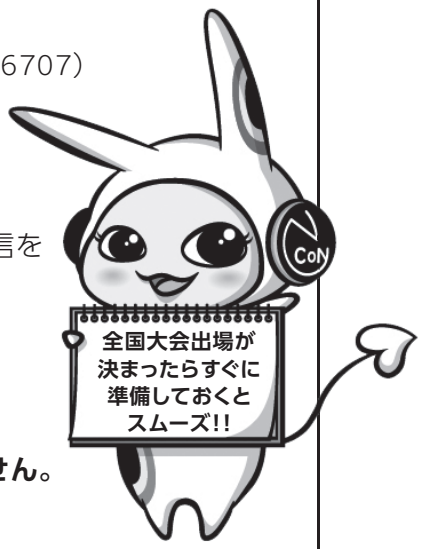

NHK杯全国中学校放送コンテスト　20×10

第41回NHK杯全国中学校放送コンテスト

エントリーNo.

部門

地区名

学校名（フリガナ）

名前（フリガナ）

学年　年

作者名（朗読のみ）

作品名（朗読のみ）

（朗読のみ）
作品番号

（朗読のみ）
抽出箇所

P.　行からP.　行

アナウンス・朗読部門　様式1－1

NHK杯全国中学校放送コンテスト　20×10

NHK杯全国中学校放送コンテスト　20×10

第41回NHK杯全国中学校放送コンテスト

エントリーNo.

作品名	学校名	地区名	部門
（フリガナ）	（フリガナ）		

作品名は十五文字以内で記入してください（※）

※各種発行物への記載が15文字までとなります

制作意図

NHK杯全国中学校放送コンテスト　20×10

ラジオ・テレビ番組部門　様式1－3

時間	音楽	内容

NHK杯全国中学校放送コンテスト

時間	音楽	内容

NHK杯全国中学校放送コンテスト

時 間	図画・音楽	映　像	内　容

NHK杯全国中学校放送コンテスト

時 間	図画・音楽	映　像	内　容

NHK杯全国中学校放送コンテスト

様式２ アナウンス・朗読部門ラベル

きりとり

第41回NHK杯全国中学校放送コンテスト			
アナウンス部門	地区名		
フリガナ 名 前			
フリガナ 学校名			
録音時間	分　　秒	エントリーNo. （赤）	
□ CDプレーヤーでの再生を確認した（チェック✓）			

きりとり

きりとり

第41回NHK杯全国中学校放送コンテスト			
朗　読　部　門	地区名		
フリガナ 名 前			
フリガナ 学校名			
録音時間	分　　秒	エントリーNo. （青）	
作品No.	作 品 名		
□ CDプレーヤーでの再生を確認した（チェック✓）			

きりとり

〔記入例〕

（ア）様式2に必要事項を記入し、ソフトケース（不織布タイプ）にはがれないように貼付する。

（イ）CD-R本体に上記のように記入する。

※CD-R本体に直接ペン書きまたは印刷

※ラベル、CD-R本体の「エントリーNo.」は、各研究会のコンテスト事務担当者が指定の色で記入すること。

●アナウンス部門：赤色

●朗　読　部　門：青色

様式３ **ラジオ番組部門ラベル**

きりとり

第41回ＮＨＫ杯全国中学校放送コンテスト			
ラジオ番組部門	地区名		
フリガナ 学校名			
フリガナ 作品名			
録音時間	分　　秒	エントリーNo. （黒）	
□ CDプレーヤーでの再生を確認した（チェック✓）			

きりとり

〔記入例〕

（ア）様式3に必要事項を記入し、ソフトケース（不織布タイプ）にはがれないように貼付する。

（イ）CD-R本体に上記のように記入する。

※CD-R本体に直接ペン書きまたは印刷

※ラベル、CD-R本体の「エントリーNo.」は、各研究会のコンテスト事務担当者が指定の色で記入すること。

●ラジオ番組部門：黒色

様式４ テレビ番組部門ラベル

きりとり

第41回NHK杯全国中学校放送コンテスト			
テレビ番組部門	地区名		
フリガナ 学校名			
フリガナ 作品名			
録画時間	分　　秒	エントリーNo. （赤）	
□ DVDプレーヤーでの再生を確認した（チェック✓）			

きりとり

〔記入例〕

（ア）様式4に必要事項を記入し、ソフトケース（不織布タイプ）にはがれないように貼付する。

（イ）DVD-R本体に上記のように記入する。

※DVD-R本体に直接ペン書きまたは印刷

※ラベル、DVD-R本体の「エントリーNo.」は、各研究会のコンテスト事務担当者が指定の色で記入すること。

●テレビ番組部門：赤色

様式５ テレビ番組部門テストパターン

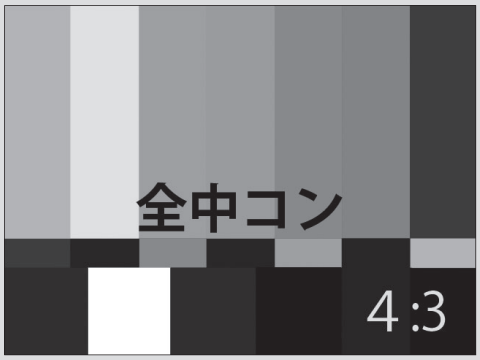

（ア）必ず静止画（5秒）であること。

※印刷したものを撮影する場合は、テストパターンのみを撮ること。

様式１－４、様式１－５、様式5は次のURLからダウンロードできます。
hosokyoiku.jp/ncon_jh/（中学校放送コンテスト 第41回のページ）

〈使用した著作物の記入について〉

音楽、写真、美術絵画、地図、CG、テレビやラジオ、アニメ・マンガなどの画像や音声、パソコンやインターネットの画像や音声、テレビゲームの画像や音声など全ての創作物には、作者や制作者が権利を有する著作権がある。従って、これを複製し番組などで利用する場合には、著作権者に使用目的を説明し、使用許可を得ることが必要となる。プライバシーを含む人権にも配慮して、**制作者の責任において使用許可を得て使用し**、台本本文（使用した箇所）ならびに末尾に次の内容を明記すること。

ア. 音楽（効果音・BGMおよび作品から聞こえてくる音楽など）の使用について

① **曲名**

② **作詞・作曲者名**

③ **歌手・演奏家名**

④ **市販のCD・カセット等の場合は発売会社名、CD等の番号**（アルバムの場合はアルバムのタイトル名）を記入すること。また、

⑤ **使用許諾を得ていることを証明するもの（レコード会社の許諾証、JASRACの回答書など）**を添付すること。

※自分たちや知人または学校などで作詞・作曲した場合も、②にそのことを記入する。また、演奏（歌唱）した場合も、③にそのことを記入すること。

（例）①「星」（このビデオのために作曲）　②作曲　川野花子(本校放送部員)　③演奏　川野花子

※著作権フリーCDを利用した場合も同様に記入（ただし②③が不明の場合は不明と記入）し、「著作権フリー」であることを明記すること。（「著作権フリー」CDは、その使用方法によってはフリーとならない場合があるので、必ず使用条件等を確認すること。）

イ. その他の著作物［美術・写真・地図・ビデオ（映画）・文学作品・キャラクター・マンガなど］について

① **使用したものの名称**

② **出典（引用した図書等）**

③ **著作者名**を記入すること。また、

④ **使用許諾を得ていることを証明するもの**（必要に応じて28ページの「ご協力のお願い」を使用）を添付すること。

※使用許諾が不要のものについても、①②③を記入し、許諾が不要であることを記入する。

〈記入例〉

（1）アーA：①効果音 ファンファーレ ②③不明 ④NHKクリエイティブ・ライブラリー ⑤著作権フリー

（2）イーA：①山田太郎の写真　②なし　③山田太郎

（3）アーB：①「想い出」　②③不明　④株式会社アーキー「School Life Music Vol.9」　⑤著作権フリー

※作品内で使用されるのが早い順に記入すること。

※台本本文の使用した箇所への記入は、"アーA、イーA、アーB…"のみで構わない。
（①②等の詳細情報は記入しなくてよい。6ページの例を参照のこと。）

使用許可を得ていない場合、また台本に明記のない場合は失格とする
※著作権に関しては「著作権について」（20ページ～）を参照のこと

14 その他

（1）予選は2024年8月3日(土)、4日(日)に行い、参加校にはその結果を8月12日(月)頃までに書面（郵送）で通知する。

※決勝進出となった場合、8月16日（金）15時までに写真データの送信が必要となります。（7ページ参照）
必ず、8月5日(月) に以下のホームページで結果を確認してください。

（2）決勝は2024年8月20日(火)に行い、決勝進出校にはその結果を8月27日(火)頃までに書面（郵送）で通知する。

（3）予選・決勝の結果は次のホームページでも発表する予定。

予選結果：8月5日(月) 正午頃　　決勝結果：8月20日(火) 18時頃

NコンWEB　　www.nhk.or.jp/event/n-con/

放送教育ネットワーク　　hosokyoiku.jp/ncon_jh/

（4）賞状、主催者賞等は、大会終了後、該当校あてに送付する。

（5）各部門参加賞とコンテストのまとめ、優秀作品集CDは参加校あてに送付する。

（6）**応募作品は返却しない。**

15 参加作品の主催者での使用に関して

参加作品を主催者が使用（テレビ・ラジオでの放送、インターネットでの音声・映像の配信、イベントでの上映、ホームページ・印刷物への掲載等）することがある。そのため制作にあたっては、使用する著作物の著作権者、協力していただいた方々などに主催者の使用のための承諾を得ておくこと。

〔問い合わせ先〕

NHK杯全国中学校放送コンテスト事務局
〒158−8711　東京都世田谷区用賀4−10−1
NHK財団　展開・広報事業部　内
TEL：03-5797-6707　　FAX：03-5797-6708
E-Mail：jh-ncon@nhk-fdn.or.jp

全国大会へ推薦された学校の指導教諭の方へ

このチェックリストは、規定の見落としによる失格を未然に防ぐために作成したものです。誤りの多いポイントを挙げましたので、作品を各研究会のコンテスト事務担当者へ送る前に、最終確認をしてください。

ＮＨＫ杯全国中学校放送コンテスト全国大会チェックリスト

はじめに

全国大会には、各研究会が実施する都道府県地区大会に参加し、優秀な成績を収め、研究会の推薦を受けた作品だけが参加できます。

アナウンス・朗読部門

① 本文の前に「都道府県」を述べていない。

※全国大会ではエントリー番号を録音する必要はありません。また、「アナウンス部門」「朗読部門」と発声する必要もありませんが、都道府県名のアナウンスは忘れないようにしてください。

※朗読部門では、「名前」の次に「作者名」「作品名」を述べます。「作品名」「作者名」の述べ方は規定していませんが、「夏目漱石作　坊っちゃん」のように「〇〇作　〇〇」と述べるのが一般的です。

② 音楽がバックに録音されている、録音レベルが極端に低い、エコーがかかっている。

※校内放送では効果を上げるために必要なのでしょうが、音響効果を入れてはいけません。

※録音技術は審査の対象外ですが、適正なレベルになるように調整してください。

※録音場所の関係でエコーのような効果がでているものもあります。注意してください。

③ 規定どおりの原稿用紙を使用していない、提出部数が足りない、記入の仕方が様式と異なる。

④ 原稿と読み方が違う（原稿には書いてあるのに、実際は読んでいないなど。）

※原稿と読みは一致していなければなりません。読み違いや読みとばしのないよう注意してください。

※朗読部門で規定の時間内に収めるために最後の部分をカットする場合は、原稿も削除してください。原稿に書いてあるのに読んでいない場合は読みとばしたものとして失格扱いとします。原稿には書いていないことを読んでいる場合も同様です。

※熟語の読み違いが散見されます。国語科の先生と連携するなどして正しく読むようご指導ください。

※翻訳作品は、必ず指定された訳者による本を使用してください。

※アナウンス部門の原稿は、生徒本人の自作ですから、複数の生徒が同一原稿を読むことは認められません。

⑤ アナウンス部門で原稿量が規定を超えている（20字×20行の範囲に必ずおさめる。）
朗読部門で録音時間が規定時間を超えている。

ラジオ番組・テレビ番組部門

① ラジオ番組で末尾にクレジットコールが録音されていない。
クレジットコールの後に効果音や音楽が録音されている。

※クレジットコールは録音時間の正確な計時のために必要なものです。したがって、コールの後に音声を録音してはいけません。また、BGMをつけるのもやめてください。

② テレビ番組で冒頭と最後にテストパターンが録画されていない。
テストパターンが改変されている、あるいはBGMがついている。

③「使用した著作物」の記入が不備である。

※通常の校内放送では著作権を意識して制作することは少ないと思います。それだけに、コンテストに応募するときは、指導教諭が細心の注意を払ってください。

※著作権の許諾が得られているのかどうか不明な場合、また台本に記入する項目が不備の場合は失格となります。

※地図・写真・グラフ・キャラクターなどには著作権があります。使用する場合には事前に版権所有者の許可を得て、台本にも明記してください。

※自作のイラストなど著作権処理の必要ない音声・映像であっても、使用する場合はその旨を必ず明記してください。

④ 作品に登場する人物・施設からの許可が得られていない。

※自校の生徒や先生であっても、コンテストや番組の趣旨を説明し、了承を得たうえで応募してください。（セリフの無い「映り込み」の場合も、きちんと了承を得たうえで応募してください）

※学校外の施設やイベント会場で収録を行う場合は、施設管理者・主催者から許諾が得られていることを証明する書類を添付してください。

全部門共通

① エントリーNo.は各研究会のコンテスト事務担当者が記入します。参加校で記入する必要はありません。

② 作品・原稿・台本は、指示された期限までに、各研究会のコンテスト事務担当者に提出してください。

2024年版

著作権について

※この「著作権について」は、2002年度に全国中学校放送コンテスト委員会が発行したものを加筆訂正したものです。
※この「著作権について」のコピーは、それが教育目的ならばコンテスト委員会の許諾は不要です。

番組制作に必ずついてまわる著作権。その割にはわかりにくいのが現状です。そこで、全国中学校放送コンテスト委員会では、主に番組制作の際に意識した方がよい点をまとめました。著作権を少しでも身近なものとしてとらえ、そして何よりも著作権を十分に意識して、適切に処理して番組制作にあたってください。

Q1 著作権とはどんなものですか?

みなさんが長い時間とたくさんの労力をかけて、努力を重ねて作り上げた作品(とりあえず**著作物**と呼んでおきます。Q2で説明します。)を他の人が利用したい、または貸して欲しいと言ってきた場合、「はいどうぞ」とそのまま貸し出すこともあれば、「私がこんなに努力を注いでつくってきたものを、そんなに簡単には貸せないよ」という場合もあると思います。「そんな態度は生意気だ!」なんて言わないで下さい。力を注いで作り上げたもの、ほとんど自分の体の一部とも思えるようなものを、「貸して」の一言では貸せないという気持ちは自然なものです。作った側にはそのように主張する権利があり、使いたい人は、作った人に敬意を表して改めてお願いしなければなりません。またその著作物を、使う人が勝手に変えるなどすることは許されないということも、当然です。

時間と資金、労力をかけて作り上げた著作物を、勝手にまねされたり無断で使われたり、模造品が出回ったりすることは許されることではなく、そうしたことを防ぐために、創作者の立場を法律で守っているものが**知的財産権**です。

著作権とはその知的財産権の中の一つであって、努力を重ねて作り上げた著作物に対してその作者が持っている権利のことです。Q3で再び説明しますが、簡単にいえば『自分の著作物を他人が利用することについて認めるか認めないか決めることができる権利』です。人間一人一人に生まれたときから人権があるように、作品が作られたときから作者には著作権があるのです。したがって、それは尊重されねばなりません。

Q2 どんなものが著作物にあたるのですか?

人が自分の考えや感情を創作的に表現したものが、著作物にあたります。著作というと小説のようなものが連想されますが、それだけではありません。脚本や講演といった言葉による著作物以外にも、音楽、美術作品、マンガやアニメのキャラクター、映画、写真、地図、コンピュータのプログラムなどが著作物にあたります。法律では、「文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と決めています。更に細かく次の9種類を例としてあげています。

1. 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
2. 音楽の著作物
3. 舞踊又は無言劇の著作物
4. 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
5. 建築の著作物
6. 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
7. 映画の著作物
8. 写真の著作物
9. プログラムの著作物

もちろん、上手下手で権利が発生したりしなかったりということはありません。人のマネでなく、その人の思想や感情が独自に表されていれば、3歳の子どもの絵も小学校1年生の作文も立派な著作物です。

これとは逆に、著作物にあたらないものもあります。番組制作に効果音を使うこともあると思いますが、自然の音をそのまま録音したもの、たとえばカッコウの声や小川のせせらぎなどは創作物ではありませんので、これらには著作権はありません。

Q3 そのような著作物を作った人が著作権を持っているのですね?

基本的にはそうです(他の人・団体に譲っているまたは任せている場合もあります)。
ですが、著作権というのは大きな概念で、実はさまざまな権利によって構成されています。言ってみれば、著作権はこれら個々の権利の束なのです。その束の一部を紹介しましょう。

複製権…音楽を録音したり、小説をコピーしたりすることに関する権利。
演奏権…音楽を演奏することに関する権利。
上映権…映画やビデオを上映することに関する権利。

こういった権利を著作者が持っていて、原則としてその人の同意がないと複製したり演奏したりできないのです。

もう一つ、**著作者人格権**というものがあります。著作物は著作者の気持ちや考えを表現したものなので、それが世の中でどのように利用されるかということは著作者の人格的な問題にもつながります。著作者人格権には「今回制作した作品を公表するかどうか決めることができる」公表権の他に、「作品を改変するときは著作者の同意が必要」という同一性保持権などがあります。また、「こんな風に私の作品を使って欲しくない」というような「著作者の名誉又は声望を害する方法」で著作物を利用する行為も、著作者人格権を侵害するものと見なされています。

Q4 著作者の同意を得ればよいのですね?

著作権については著作者の同意を得ればよいのですが、それだけでは済まない場合があります。例えば、番組内で音楽を利用したいときは、**著作隣接権**についても考えなければなりません。

著作隣接権とは著作物を伝える人が持つ権利のことで、歌手や俳優、レコード会社や放送局などが持っています。この人たちがいないと、私たちは著作物を楽しむことができません。著作物を利用したい場合は、これらの人々にも同意を得なければなりません。また、その際使用料が必要な場合があります(音源使用料といいます)。曲によっては高額を請求されるケースがありますので(特に外国曲)、十分注意が必要です。

Q5 では、著作物を利用したい場合、どのような手続きをすればよいのですか?

番組を制作する際最もよく使われる著作物は、音楽だと思います。音楽については、あとで図を使って詳しく説明します。ここでは、一般的に説明します。

(1) 著作隣接権について

音楽や放送された映像、実演家(俳優や歌手のこと)の映像を使用したい場合は、まず著作隣接権について同意を得なければなりません。音楽についてはあとの説明を参考にしてください。その他のものについては、その分野の著作権を扱っている団体に問い合わせてみてください。

(2) 著作権について

以下のⅠ～Ⅲについてまず確認してください。

Ⅰ. その著作物が日本で守られているものかどうか?

それが①日本国民の著作物、②日本国内で最初に発行された著作物、③条約によって日本が保護しなければならない著作物のどれかにあてはまる場合は、その著作物は日本国内で守られています。

《守られている》 ⇒ Ⅱに進んでください。
《守られていない》⇒ そのまま利用できます。

Ⅱ. 保護期間内のものか?

著作権が守られる期間、つまり保護期間は、著作権を持っている人が亡くなってから70年間(生存中はもちろん守られています)が原則です。

《期間内のもの》　⇒ Ⅲに進んでください。

《期間を過ぎている》⇒ そのまま利用できます。

Ⅲ. 自由に使える場合かどうか?

原則として、著作物を利用する場合は著作権をもっている人から使用してもよいという許可(許諾といいます)を得なければならないのですが、許諾が不要な、つまり自由に使える場合もあります。特に学校内では自由に使えることがありますが、それはQ6を読んでください。Q6以外にも自由に使える場合として、『私的使用のための複製』「自分自身や家族など限られた範囲内で利用するために著作物を複製できる」などがあります。

《自由に使えるもの》　⇒ そのまま利用できます。

《自由には使えないもの》⇒ 著作権者の許諾が必要。

※判断に迷ったり、許諾を得るにはどこに確認すればよいのかわからない場合は、(公社)著作権情報センターのホームページを参考にしてみてください。

Q6 学校内で著作物を自由に使える場合は、どんな場合ですか?

著作権を定めている著作権法では、著作権を意識せずに自由に使ってよい場合、つまり許諾を得る必要はないという場合をいくつか定めています。学校関係で気になるのは次の2点でしょう。

1. 複製について

複製について、学校に関わるのは次の2つの場合だと思います。『**学校における複製**』「教育を担任するものは授業の過程で利用するために著作物を複製できる。ただし、著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く」と(担任というところがポイントだそうで、あくまでもクラス単位を想定しているそうです)、『**試験問題としての複製**』「入学試験や採用試験などの問題として著作物を複製できる。ただし営利目的のための利用は、著作権者への補償金の支払いが必要」です。(中学生のみなさんは最後の「補償金」という言葉を見て、「世の中はお金なのか」と思うかもしれませんが、著作者の労力に報いるため使用者は使用料を支払うのが一般的です。)学校内で、先生が授業用にテレビ作品を作る際音楽を入れるとか、試験問題の中に小説の一部を使うのは、元の音楽や小説と同じ物ができるわけなので複製にあたりますが、これらは学校の中で授業の一環として行われていることなので、著作権者に許諾を得る必要はありません。ただし、必要と認められた限度があることにも気をつけなければなりません。どこまでが必要でどこからが限度を超えているのかの線引きには微妙な部分があるので、十分注意した方がよいと思われます。

2. 校内放送について

学校の運動会や校内放送で音楽のCDをかけるのは、放送ではなく演奏にあたると解釈されています。それが、①営利を目的とせず②お客さんから料金もとらない場合は、許諾を得る必要はありません。また文化祭等で演劇の上演や音楽の演奏を行う際も、①②に加えて③上演者や演奏者に報酬が支払われないのなら、許諾を得る必要はありません。ただし、演劇の台本や楽譜については、複製すると上記1.の「著作権者の利益を不当に害する」ことになると解釈されるので(つまり台本や楽譜が売れなくなる)、複製は認められていません。

Q7 放送コンテストに出品する場合は著作権の手続きをしなければならないのですか？

そうです。制作する番組内に著作物を使用する場合は、許諾を得なければなりません。放送コンテストに出品する番組を制作する際、音楽を（一部であっても）利用する場合も、キャラクターや写真・図版などの創作物を作品内に映す場合も、それらを含めて一本の作品を作ることになるので、元の著作物を複製することにあたります。コンテストは、学校の授業ではないので、Q6の自由に使える場合には当てはまらないのです。また著作物の利用状態が複製にあたるので、コンテスト自体は営利を目的とせず料金もとらないのですが、そのことにより許諾が不要ということにもなりません。

Q8 音楽を番組内に使いたい場合、手続きはどのようにすればよいのですか？

番組内に利用される著作物で最も使われるものは、なんといっても音楽でしょう。その手続きについては、25ページにまとめましたので、その図を見てください。ここでは多少補足します。

（1）著作権フリーかどうか

その音楽が著作権処理を一切必要としない著作権フリーの場合は、以下の手続きは一切不要です。ただし、複製の際は手続きが必要なこともあったり、使用条件によってはフリーとならない可能性もあったりしますので、利用条件をよく確認してください。

（2）著作隣接権について

CDやレコードを利用する場合は、その会社に連絡をとって許諾を得なれければなりません。まずはここから始めましょう。この時点で使用料がかかることもあります。自分たちでその曲を演奏する場合は、著作隣接権の処理は不要です。

（3）著作権について

著作隣接権の処理が終わったら、次に著作権の処理です。まずは「J-WID」（JASRACの作品データベース検索サービス）でJASRACの管理楽曲かどうかを確認しましょう。管理下にある場合は、所定の手続きを行いましょう。手続きの流れや使用料の目安は次のページで確認できます。

JASRACのトップページ（www.jasrac.or.jp）→「音楽をつかう方」
→〈ラジオ番組で使う場合〉「3.録音物・映像ソフト・出版物の製作」（1）CD・テープ・ICなど録音物の製作
→〈テレビ番組で使う場合〉「3.録音物・映像ソフト・出版物の製作」（2）DVD・Blu-rayなど映像ソフトへの複製

※外国曲やレコード会社の専属曲は、事前にレコード会社などの権利者に直接連絡を取り、金額の指定を受けてからの手続きとなります。高額になることもありますのでご注意ください。

JASRAC管理外の楽曲を利用する場合は、権利者から直接許諾を得てください。

[参 考]

ラジオ番組とテレビ番組で大きく使用料が異なります。その背景には『イメージ』があるようです。作詞家・作曲家には、その音楽を制作するにあたって描いたイメージがあるはずです。聞き手は、それを思い描きながら聞くわけですが、音だけだとまだいろいろと想像しやすいものの、映像がついてしまうとどうしてもその映像のイメージが固定されてしまう。それが著作権者の思いと一致していればいいものの、必ずしもそういう場合ばかりとは限らない。著作権者の思いを大切にするため、映像に音をつけることには慎重にならざるを得ない。そこで音だけよりもややハードルを高くせざるをえないということのようです。海外では、音だけの場合はJASRACにあたるような団体が一括処理するものの、映像がつく場合は自分の事務所に直接申し込んでもらって、その用途等を一つ一つ確認している著作権者もいるそうです。

Q9 音楽の使用時間が15秒以内なら、使用料を払わなくてもよいと聞いたことがあるのですが？

15秒以内なら、あるいは4小節以内なら使用料は不要ですねという問い合わせはJASRACにもあるそうですが、これは間違いです。使用時間や小節数に関わらず、曲が特定できる場合は使用料がかかるそうです。

Q10 インタビューしていたら、背景で流れていた音楽までとれてしまいました。この場合も著作権等の処理が必要ですか？

必要です。録音されている音楽については、それが意図されたものでも意図されなかったものでも、区別はされないそうです。映画会社などでは、撮影中に音楽が録音されてしまった場合は、音楽だけ消しているそうです。したがって、合唱コンクールの様子を撮影してそれをコンテスト出品作品内で利用したい場合は、その曲について複製許可を得なければなりません。

Q11 著作権・著作隣接権の使用許諾手続きが不要な音源等にはどのようなものがありますか？

（1）株式会社アーキー制作のSchool LifeシリーズのCDおよびウェブ上での無料効果音
URL www.arky.co.jp/schoollife_web/
※学校活動で使用する場合（放送コンテストを含む）に限り「著作権」および「著作隣接権」の使用許諾申請処理・手続きが不要です。

（2）NHKクリエイティブ・ライブラリーの素材
URL www.nhk.or.jp/archives/creative/
※NHKクリエイティブ・ライブラリーでは、コンテストに役立つ豊富な映像素材や効果音などをインターネットを通じて無償で提供しています。利用のルールに基づいて使用する場合、使用許諾は必要ありません。また、**このコンテストでの使用に限り、「NHKクリエイティブ・ライブラリー」と表示する必要はありません。**ただし、「どーもくん」関連素材を使用する場合には、著作者名に「©NHK・dwarf」を追記してください。

Q12 洋服のデザインやお店のシンボルマークにも著作権はあるのですか？

洋服のデザインやお店のシンボルマークに著作権があるかどうかは微妙なところですが、念のためそのような場合は使う前にお店に確認しましょう。場合によっては使用料を請求されたり、利用を断られたりすることがあるかもしれません。

Q13 著作権について、わかりやすく説明されたものはありますか？

公益社団法人著作権情報センターのホームページで著作権についてわかりやすく解説しています。無料で送ってもらえる資料や関係する団体・機関の紹介、子ども向けの解説ページもあるので参考にしてください。

公益社団法人著作権情報センター　ホームページ　www.cric.or.jp

音楽を番組内で利用したいとき①

その曲は著作権フリーか?

フリーではない

その曲を自分たちで演奏する

YES

著作隣接権の処理は不要、著作権の処理へ

NO

フリー

手続き不要

ただし、著作隣接権の処理が必要な場合もある

著作隣接権の処理

レコード会社・CD製作会社へ申請

P.27の音源使用許諾申請書または著作隣接権者の指定する方法で申請すること。なお、2014年から、当コンテストでの音源利用に限り、一部のレコード会社については、申請窓口が**一般社団法人日本レコード協会**となる。(P.26参照)

OK

使用料の支払い

NO

その音源は利用できない
この曲の利用をあきらめる、
または自分たちで演奏する道を探る

著作権の処理

JASRACの管理楽曲かどうかホームページで確認する
www.jasrac.or.jp

管理楽曲である

JASRACに申請する

使用料の支払い

管理楽曲でない

権利者と直接交渉し、許可を求める
(高額を請求される場合もある)

※JASRACとは?

国内の作詞家、作曲家等から著作権の管理を任されている会社。海外の音楽の著作権についても扱っているものが多い。

利用できる

**手続きには時間がかかります。
時間に余裕をもって申請してください!**

音楽を番組内で利用したいとき②

著作隣接権処理について

楽曲の著作権の有無にかかわらず、市販のCD等の音源を利用する場合、27ページの音源使用許諾申請書またはレコード会社など著作隣接権の所有者が指定する方法（FAX、メールなど）で申請し、音源利用についての許可を得ること。著作隣接権の使用料を請求された場合には、参加校で支払うこと。

2014年から当コンテストでの音源利用に限り、一部のレコード会社については申請窓口が一般社団法人日本レコード協会となっています。

（1）日本レコード協会が申請窓口となるレコード会社一覧（2024年1月現在）

以下のレコード会社から発売されたCDの音源を利用する際は、日本レコード協会を通じて利用許諾申請を行ってください。

日本コロムビア株式会社	株式会社JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント
キングレコード株式会社	株式会社テイチクエンタテインメント
ユニバーサル ミュージック合同会社	日本クラウン株式会社
株式会社徳間ジャパンコミュニケーションズ	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント
株式会社ポニーキャニオン	株式会社ワーナーミュージック・ジャパン
株式会社バップ	株式会社B ZONE
エイベックス・ミュージック・クリエイティヴ株式会社	株式会社フォーライフミュージックエンタテイメント
株式会社ヤマハミュージックコミュニケーションズ	株式会社ドリーミュージック
株式会社よしもとミュージック	株式会社バンダイナムコ ミュージックライブ
NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン合同会社	株式会社プライエイド・レコーズ
株式会社エル・ディー・アンド・ケイ	株式会社コナミデジタルエンタテインメント
株式会社ストームレーベルズ	株式会社ハッツアンリミテッド
ナクソス・ジャパン株式会社	株式会社A-Sketch
株式会社スペースシャワーネットワーク	ワーナー ブラザース ジャパン合同会社
株式会社ランブリング・レコーズ	東宝株式会社
株式会社SDR	株式会社クロア
株式会社トイズファクトリー	株式会社フライングドッグ
株式会社Pヴァイン	株式会社gifted（intense lab）
株式会社タニプロモーション	有限会社リスペクトレコード
株式会社テレビ朝日ミュージック	株式会社グルーヴ・ミュージックカンパニー
有限会社ムーンシャイン	株式会社イドエンターテインメント

※レコード会社一覧の最新版は申請ページで確認できます。

（2）手続きの流れ（参照：www.riaj.or.jp/f/leg/rec_license/）

①使用する音源について、日本レコード協会を通じた申請が可能か、上記一覧を参照の上、確認する。

②日本レコード協会所定の音源使用許諾申請書に必要項目を記入し、申請ページから送信する。

③音源使用について許諾の可否および許諾可能な場合の使用料について、日本レコード協会よりメールにて回答がくる。許諾可能の通知の上で、請求書が発行されるので指定期限までに使用料の振り込みを完了する。

④使用料の受領確認後、日本レコード協会より許諾証が発行される。

音源使用許諾申請書

［ＮＨＫ杯全国中学校放送コンテスト］　【　録音　・　録画　】

（レコード会社名）　　御中　　申込日　　年　　月　　日

申請者	住　　所	〒		
	学　校　名			
	学校代表者名			
	ＴＥＬ		ＦＡＸ	
	担当部署		担当者名（顧問等）	印
	連絡先等	（TEL）　　（FAX）		
	E-mail			

使用音源	使用音源タイトル			
	商品（ＣＤ）名			
	商品番号		トラック番号	曲目

〔使用目的〕

「第　　回NHK杯全国中学校放送コンテスト」（中学生自作の［ラジオ・テレビ］番組）に応募し、審査を受けるため。なお、参加作品を主催者が使用〈テレビ・ラジオでの放送、インターネットでの音声・映像の配信、イベントでの上映、ホームページ・印刷物への掲載等〉することがあります。

使用対象	応募作品のタイトル名			
	録音録画物の種類	ＣＤ－Ｒ　・　ＤＶＤ－Ｒ		
	録音録画物の数量	枚	音源使用時間	秒

音源使用申請に対する回答書

（学　校　名）　　中学校　　年　　月　　日

（学校代表者名）　　殿

レコード会社名		ご担当部署	
ご責任者名		ご担当者名	印
ご　住　所	〒		
ＴＥＬ		ＦＡＸ	
E-mail			

上記の件に関し、

Ａ．残念ながら許諾できません。別の楽曲をお使いください。

Ｂ．下記条件にて複製使用を承認します。

〈使用条件〉

ご協力のお願い

年　　月　　日

様（御中）

ＮＨＫ杯全国中学校放送コンテストへの応募作品の制作にあたり、以下の内容についてご協力をいただきたく、お願いいたします。

〔ご協力いただきたい内容〕

依頼者	住　　所	〒		
	学　校　名			
	学校代表者名			
	ＴＥＬ		ＦＡＸ	
	担当部署		担当者名（顧問等）	
	連絡先等	（TEL）	（FAX）	
	E-mail			

〔使用目的〕

「第　　回NHK杯全国中学校放送コンテスト」に応募し、審査を受けるため。

なお、参加作品を主催者が使用〈テレビ・ラジオでの放送、インターネットでの音声・映像の配信、イベントでの上映、ホームページ・印刷物への掲載等〉することがあります。

応募部門	アナウンス部門（音声）・ラジオ番組部門（音声）・テレビ番組部門（映像）
応募作品のタイトル名	

回答書

年　　月　　日

（学　校　名）　　中学校

（学校代表者名）　　殿

ご所属		ご担当者名	

上記の件に関し、

A．残念ながら許諾できません。

B．承認します。

C．下記条件にて承認します。

〈使用条件〉

千代田放送会館案内図

〈所 在 地〉 〒102−0094 東京都千代田区紀尾井町1−1

〈アクセス〉 東京メトロ

- 永田町駅（半蔵門線・有楽町線・南北線）各出口より徒歩約2～8分
- 麹町駅（有楽町線）1番出口より徒歩約6分
- 赤坂見附駅（銀座線・丸ノ内線）D出口より徒歩約10分

来場者向けの駐車場はございません。

決勝について

○決勝出場校を対象に、審査会場を公開します。

○決勝のもようはコンテスト参加校を対象に、オンライン配信を行う予定です。（視聴には事前のお申込みが必要です。詳しくは6月ごろにNコンWEBでお知らせします）

今年もたくさんのご参加をお待ちしています。
ここではNHKから生徒のみなさんや先生方へおススメの情報をご案内します。

公式ホームページ NコンWEB
放送部活動のお役立ち情報をお届け!

コンテストの概要だけでなく、全国高校放送コンテスト決勝出場作品やNコン卒業生からのエピソード紹介など、放送部の活動に役立つ情報を随時発信しています！ぜひ、ご活用ください。

www.nhk.or.jp/event/n-con/

「NHKクリエイティブ・ライブラリー」は、NHKの豊富な映像素材を、みなさんの表現・創作活動に利用していただくため、インターネットを通じて無償で提供するサービスです。
NHKアーカイブスの番組や番組素材から切り出した、およそ7000本の映像や音声をダウンロードしてぜひ作品づくりにお役立てください。
（※利用のルールがあります）

https://www.nhk.or.jp/archives/creative/

いつでも どこでも、NHKの番組を。

NHK+

総合・Eテレの番組を
スマホやタブレット・パソコン・テレビ※1（一部）で
放送から1週間※2何度でも
お楽しみいただけます！

アプリで便利に！

※1 テレビでは見逃し番組配信のみ
※2 地域の番組の一部は最長2週間配信

メールアドレスとパスワードを入力するだけで
すぐに見逃し配信をご覧いただけます
※放送受信契約のある世帯の方が追加のご負担なく利用できるサービスです

利用登録はこちらから
https://plus.nhk.jp/info/

君の声が聴きたい
子どもや若者の幸せを考える

あなたの“願い”を
聴かせてください

https://nhk.jp/koe-kodomo

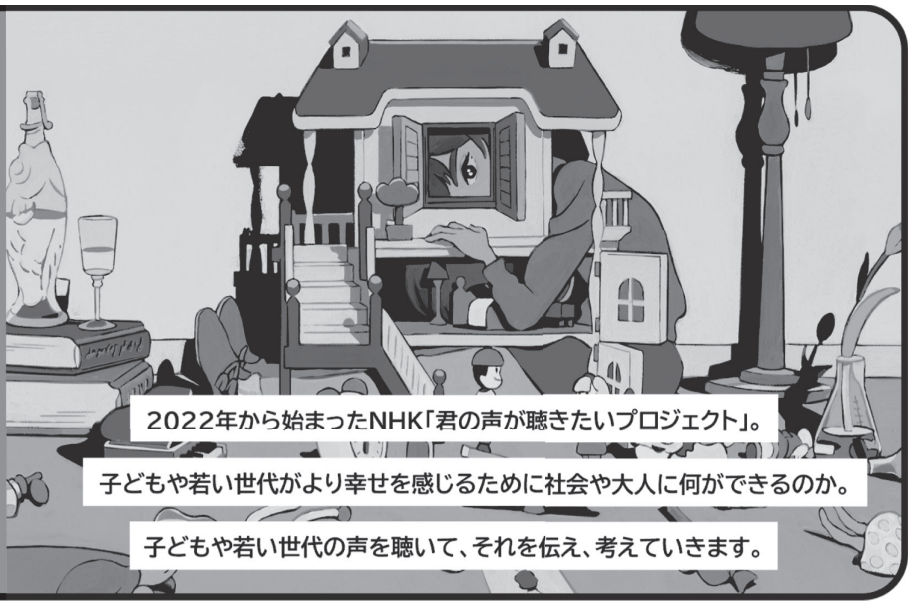

2022年から始まったNHK「君の声が聴きたいプロジェクト」。
子どもや若い世代がより幸せを感じるために社会や大人に何ができるのか。
子どもや若い世代の声を聴いて、それを伝え、考えていきます。

NHK for School
www.nhk.or.jp/school/

NHK 高校講座
www.nhk.or.jp/kokokoza/

NHK
あなたの声と受信料で公共放送

NHKの番組やコンテンツはみなさまからの受信料で支えられています。